

交通事故にあったときは？

交通事故など第三者の行為によってケガなどをした場合でも、国保で治療が受けられます。



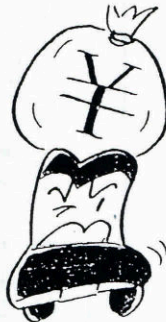
◆必ず届け出を

国保で治療を受ける場合、国保への「第三者行為による傷病届」が必要です。この届け出がないと国保が使えないことがありますので、交通事故にあつたらすぐ警察に届け、事故証明書をもらつると同時に、国保担当の窓口への届け出を忘れずに。

◆医療費負担は加害者の義務

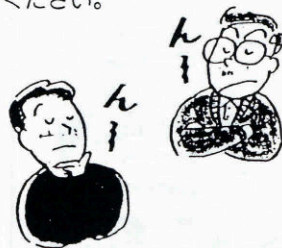
第三者の行為によって受けた傷病の医療費は、原則として加害者が全額負担すべきものです。

したがって、国保で治療を受けると、国保は加入者の医療費を一時的に立て替え、あとから加害者に費用を請求することになります。



◆示談は慎重に

国保に届け出る前に、加害者から治療費を受けとったり、示談をすませてしまうと、国保が使えなくなることがあります。示談を結ぶ前に、必ず国保へご相談ください。



届け出に必要なもの



保険証 印かん 事故証明書

国保税第6期分納期限は1月31日です。

会社員などの厚生年金料は会社が保険者に代わって納めます。同時に国民年金にも加入していることになります。

自営業・自由業などの人とその配偶者、学生は第1号被保険者と呼ばれ、月額一二、三〇〇円の保険料を自分で役場に納めます。

誰にでもおとずれる老後や、いつ起こるか分からない万一の時に備えて、みんなで支え合う制度です。

■国民年金とは…



スタートダッシュは20歳から

ご成人おめでとうございます。洋々たる将来へ旅立つ、若い皆さんにとって、老後などずっと先の話。でも、やがて皆さんも年を重ね、いつか必ず老後はやってくるのです。

■年金の価値は守られます

個人年金や生命保険の給付は、契約時の金額であり、物価の上昇や、生活水準の向上には対応できません。

それに比べ国民年金は、国が責任をもって運営しており、年金額も物価の変動に応じて自動的に改められます。年金の実質的価値は下がらないので、とても安心です。

■まずは加入の手続きを!!

就職・退職・結婚など、人生の節目には、年金の加入種別も変わります。将来年金をもらえるように、まずは加入の手続きを!!

第2号被保険者(サラリーマン)に扶養されている配偶者は第3号被保険者です。保険料は夫(または妻)の会社が納めます。

■保険料を納めることが困難な人は…

保険料を未納のままにしておくと、年金を受けられなくなる可能性があります。何らかの理由で保険料を納められない人は、保険料の免除申請ができますので、市町村役場へお気軽にご相談下さい。

☆お問い合わせ・ご相談は…
役場民生課福祉係
☎43-0211まで

